

個人情報保護・情報通信の技術に関する覚書

渡辺建設株式会社(以下、「甲」という。)及び、(以下、「乙」という。)は、 年 月 日に甲乙間で締結した「工事下請負基本契約」に関し、双方合意の上、次のとおり覚書(以下、「本覚書」という。)を締結する。

第1条 「個人情報の保護に関する特約」について下記のとおり、追記する。

特約条項 (個人情報の保護に関する特約)

乙は甲から提供された個人情報(以下、個人情報という)の取り扱いにあたっては次の事項を遵守することを約する。

1. 個人情報は、委託業務の遂行のためにのみ利用すること。
2. 個人情報の取り扱いに際しては法令を遵守し、紛失・漏洩防止のための十分な安全管理体制を取ること。
3. 個人情報の取り扱いにつき、管理責任者を決めること。
4. 個人情報について、業務委託の範囲外の複写・複製・加工をしてはならない。
5. 甲の事前承認がなく、個人情報を再下請業者その他の第三者に提供し、又は利用させてはならない。
6. 個人情報を再下請業者、その他の第三者に提供し、又は利用させる場合には、本特約と同一の個人情報保護義務を遵守させること。
7. 万一個人情報を紛失し、又は漏洩したときは直ちに甲に連絡し、甲の指示に従って速やかに対処を講じる。
8. 乙又は乙が個人情報を提供した相手先において個人情報の紛失または漏洩事故が発生したときは、これによって生じる損失は全て乙が負担する。
9. 業務委託が終了したとき、又は甲から請求があったときには、甲の指示に従い個人情報を甲に返還、若しくは破棄する。
10. 本特約による約定を、委託業務終了後も継続して遵守する。

第2条 「情報通信の技術を利用する方法」について下記のとおり、追記する。

特約条項 (情報通信の技術を利用する方法)

この約款において書面により行われなければならないこととされている承諾、通知、請求等は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

なお、本覚書の効力発生日は 年 月 日とする。
本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し記名押印の上、各1通を甲乙が保有する。

年 月 日

栃木県宇都宮市今泉新町180番地
甲 渡辺建設株式会社
代表取締役 渡辺真幸

乙